



埼玉県報

第518号
令和6年(2024年)
5月28日
火曜日

目次

告示

- 包括外部監査契約に関する告示（行政・デジタル改革課）
- 人事給与管理システム総務事務連携機能追加改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 国土調査としての指定（土地水政策課）
- 県民活動総合センターハード・ネットワークシステム再調達業務委託に関する入札公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 元荒川上流土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 利根川水系福川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系小山川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系御陣場川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系神流川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系谷田川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系石田川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系中川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系市野川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系鴨川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系吉野川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系和田吉野川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系江川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系笹目川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系菖蒲川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系荒川上流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系芝川・新芝川流域洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（特別支援教育課）
- DocuWorks ソフトウェアライセンスの調達に関する入札公告（会計課）

令和6年(2024年)5月28日

- 県道川越栗橋線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第六百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 契約の相手方の氏名及び住所

新江 明

埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 ヴィレッジ原前公園二〇二

二 契約の期間の始期

令和六年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

告 示

埼玉県告示第六百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
人事給与管理システム総務事務連携機能追加改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号
- 5 契約金額
55,055,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第六百十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として令和六年五月二十二日付けで指定したので、同条第五項の規定により、公示する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
熊谷市	妻沼小島三地区 （妻沼小島の一部、妻沼台の一部）	令和六年五月二十二日から 令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県民活動総合センターハード・ネットワークシステム再調達業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参

加を制限する運用基準」参照。)

- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (7) 平成26年度から令和5年度までの期間に、国又は地方公共団体から本件業務と同種の業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部共助社会づくり課NPO認証担当 関 電話048-830-2817(直通) 電子メールa2835-12@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

入札説明書に示す機密保持誓約書の提出を行った者に対して、電子メールにより交付する。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月8日(月)午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月8日(月)午前11時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年7月8日(月)午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 令和6年7月8日(月)午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月20日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設定しているため、調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する（詳細は入札説明書による。）。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 6 月 4 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Replacement of Hardware and Network System for the Prefectural Citizens' Activity Center

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 11:00 a.m., July 8, 2024

By registered mail: 11:00 a.m., July 8, 2024

In person: 11:00 a.m., July 8, 2024

(3) Contact Information:

Mutual Social Assistance Division, Department of Public Services

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2817

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

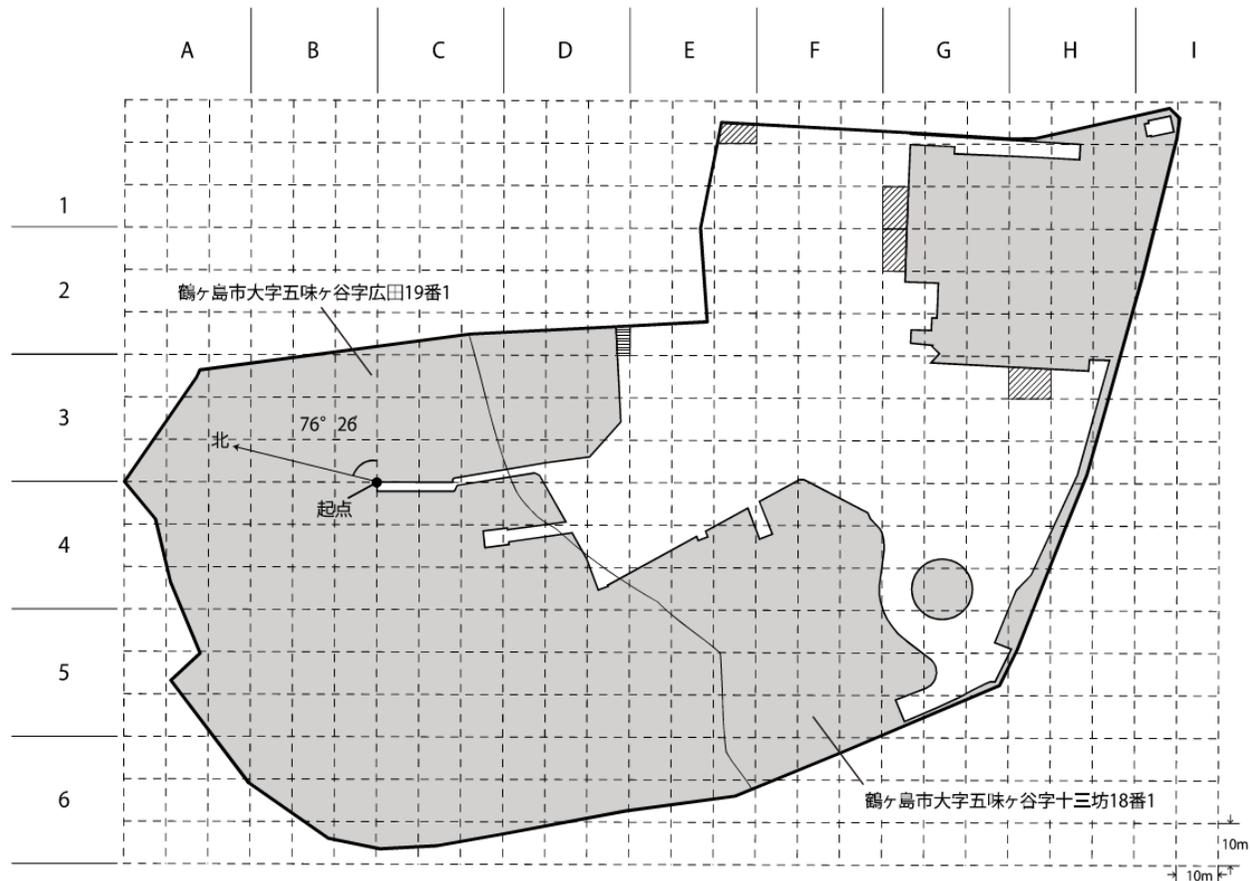
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年埼玉県告示第八百八十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字十三坊十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

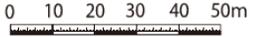
別図



- 【凡 例】**
- 起点
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 敷地のうち、
形質変更予定外の土地
 - 要措置区域を解除する区画
 - ▨ ふっ素およびその化合物
 - ▧ ふっ素およびその化合物
鉛およびその化合物

【起 点】
 起点は、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田19番1に位置する形質変更予定範囲の最北端であり、
 (座標 X=0.0000
 Y=0.0000) とする。
 ※座標は、調査で定めた任意の座標であり、
 起点は、敷地内測量で使用した仮設水準点である。

【格子の回転角度(76度26分)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県告示第六百二十二号

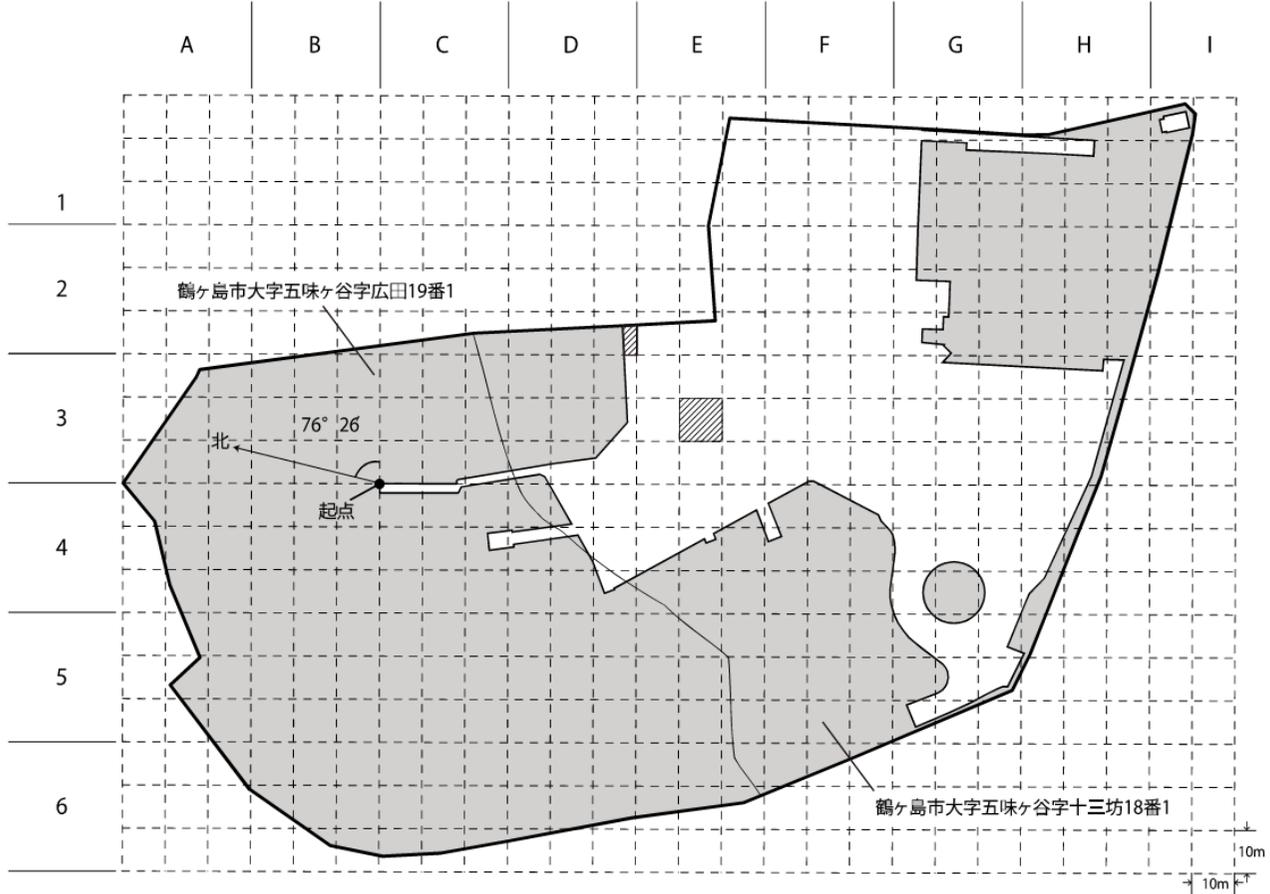
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第八百八十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字十三坊十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【凡 例】

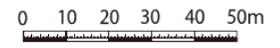
- 起点
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 敷地のうち、形質変更予定外の土地
- ▨ 形質変更時要届出区域を解除する区画

【起 点】

起点は、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田19番1に位置する形質変更予定範囲の最北端であり、
 (座標 $X=0.0000$
 $Y=0.0000$) とする。
 ※座標は、調査で定めた任意の座標であり、
 起点は、敷地内測量で使用した仮設水準点である。

【格子の回転角度(76度26分)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県告示第六百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年五月二十二日認可した。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県行田市

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系福川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百三十五号（利根川水系福川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系小山川、唐沢川、女堀川、清水川、備前渠川、元小山川、志戸川、藤治川、天神川、男堀川、秋山川、小平川、間瀬川及び稻聚川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県秩父県土整備事務所、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百三十四号（利根川水系小山川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百三十六号（利根川水系女堀川洪水浸水想定区域の指定）及び令和二年埼玉県告示第五百三十七号（利根川水系唐沢川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系御陣場川及び忍保川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県本庄県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百二十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系神流川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県本庄県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系谷田川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系石田川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県熊谷県土整備事務所
に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、新方川、毛長川、辰井川、毛長川放水路、伝右川、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、原市沼川、大場川、第二大場川、圀川、星川、野通川、赤堀川、忍川、会之堀川、古隅田川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川及び権現堂川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県越谷県土整備事務所及び埼玉県杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百三十八号（利根川水系中川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百三十九号（利根川水系綾瀬川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百四十号（利根川水系元荒川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百四十一号（利根川水系大落古利根川洪水浸水想定区域の指定）及び令和二年埼玉県告示第五百四十二号（利根川水系新方川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系市野川、新江川、角川、滑川、粕川及び新川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県東松山県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百四十三号（荒川水系市野川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系入間川、横塚川、小畔川、南小畔川、安藤川、都幾川、九十九川、飯盛川、槻川、兜川、館川、雀川、氷川、鳩川、大谷木川、毛呂川、阿諏訪川、上殿川、麦原川、竜ヶ谷川、宿谷川、長沢川、北川、葛川、直竹川、大沢川、殿屋敷川、中藤川、有間川、逆川、炭谷川、湯の沢川、霞川、成木川、葛川放水路、越辺川及び高麗川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所及び埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百四十四号（荒川水系入間川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系鴨川及び鴻沼川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び埼玉県北本県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百四十五号（荒川水系鴻沼川洪水浸水想定区域の指定）及び令和二年埼玉県告示第五百四十六号（荒川水系鴨川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系新河岸川、柳瀬川、黒目川、新河岸川放水路、びん沼川、九十川、不老川、東川、白子川、越戸川及び谷中川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県朝霞県土整備事務所、埼玉県川越県土整備事務所及び埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百四十八号（荒川水系新河岸川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百四十九号（荒川水系柳瀬川洪水浸水想定区域の指定）及び令和二年埼玉県告示第五百五十号（荒川水系黒目川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系吉野川及び新吉野川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県東松山県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系和田吉野川、和田川、九頭龍川及び通殿川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県東松山県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系江川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県北本県土整備事務所
に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系笹目川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系菖蒲川及び緑川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百四十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系荒川、坂東沢川、三沢川、滝の入沢川、日野沢川、赤平川、吉田川、阿熊川、石間川、長留川、薄川、小森川、蒔田川、横瀬川、定峰川、生川、小島沢川、浦山川、橋立川、安谷川、大血川、東谷川、中津川、神流川、滝川及び豆焼川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県秩父県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系芝川、新芝川、藤右衛門川、藤右衛門川放水路及び堅川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百四十七号（荒川水系芝川及び新芝川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第六百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、令和六年度及び令和七年度において埼玉県が締結する埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 一般競争入札参加資格者

埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有する者として認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

二 資格審査の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から二年を経過しない者

ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ホ 次のいずれにも該当する者

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者

(2) 道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者

(3) 道路運送法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受け

た期間が、通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び執行予定額に応じて、A、B及びCの三等級に区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本比率

ニ 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者雇用状況

ト 環境配慮状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（電磁的記録を含む。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(2) 決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に係るもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に係るもの）

ホ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し

(2) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当しない旨の誓約書

(3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）

へ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあつては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあつては埼玉県内の住所地に係るもの）

ト 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

チ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）

リ 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）

ヌ ISO14001 認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクション21 認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）

ル 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）

ヲ 在籍証明一覧表

ワ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）

カ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

ヨ 申請者が成年被後見人である場合は、成年後見人が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

庁第二庁舎十階 埼玉県教育庁県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当

電話〇四八―八三〇―六八八五 電子メール a6880@pref.saitama.lg.jp

七 資格審査の申請時期

申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格を認定した日から令和八年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない

らない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の提出要求等

知事は、資格審査に際し必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 住所又は所在地（代理人の住所又は所在地を含む。）

ニ 資本金の額

ホ 電話番号及びファクシミリ番号

ヘ 登録、免許、許可等に関する事項

ト 障害者雇用状況

チ 環境配慮状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ 二イ、ロ又はニのいずれかに該当する者となつたとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認

めたとき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたととき。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

処 理 欄	受付日		登録番号
	年 月 日	市 町 村	

処理欄には記入しないでください。

埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う令和6年度及び令和7年度の埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。

また、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申 請 者 (〒 -)
 住所又は所在地
 (ふりがな)
 商号又は名称
 (ふりがな)
 代表者職・氏名
 電話番号 (- -)

○添付書類

- ※1 一般競争入札参加資格審査項目票
- ※2 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）
- ※3 営業所一覧表
- ※4 申請者が法人の場合：次に掲げる書類
 - (1) 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
 - (2) 決算報告書の写し（申請日の直前1年間の事業年度の決算に係るもの）
- 5 申請者が個人の場合：次に掲げる書類
 - ※(1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない旨の誓約書
 - ※(3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
- ※6 県民税及び事業税の納税証明書の写し
 （申請日の直前1年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあっては埼玉県内の住所地に係るもの）
- ※7 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- 8 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）
- 9 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
- 10 ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクション21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）
- 11 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
- ※12 在籍証明一覧表
- ※13 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
- 14 同意書（5(2)の誓約書を提出できない場合のみ必要とする。）

(注) 番号の前に※印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

申請日直前の事業年度2年間における契約状況

(1) バス業務

乗合・貸切・特定	契約者	業務の内容	契約金額	契約期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月

(2) バス業務以外

発注者	業務の内容	契約金額	契約期間又は契約日

- (注) 1 2年間における主な業務で、契約金額の高いものから記載すること。
 2 契約が毎年更新されている場合も、合算せずに契約ごとに記載すること。

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

DocuWorks ソフトウェアライセンスの調達 8,147ライセンス

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和6年7月31日（水）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警務部警務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月27日（木）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月26日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月27日（木）午前9時50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月27日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場

合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月21日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年6月4日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of

DocuWorks software license, 8,147 licenses

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 9:50 a.m. on June 27, 2024

[By registered mail] by 5:00 p.m. on June 26, 2024

[In person] by 9:50 a.m. on June 27, 2024

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance

Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama

Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone: 048-832-0110

(Ext. 2244)

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字 牛谷前四六番一地从ら同郡 同町大字牛ヶ谷戸字諏訪六五 八番二地先まで	比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字 牛谷前四四番二地先から同郡 同町大字牛ヶ谷戸字諏訪六五 八番一地从先まで	区 間
一三・〇〇〇〜一三・五〇	八・〇二〇九・一三	敷地の幅員 (メートル)
二二四・三四		延長 (メートル)
歩道整備工事による。		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年五月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年五月二日

指令川建セ第〇五〇一〇一号

二 検査済証番号

令和六年五月二十二日

川建セ第〇六〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字如意字春日四百九十番四、四百九十番五、四百九十番

六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市船木台二丁目五番地三 グリーンパーク二〇三

漆原 和博

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年五月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年五月二 十八日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字金久保字道祖神七十番 三、七十五番一、七十五番二	指定に係る道路の位置
六十七・六〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇〇五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県選管告示第二十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年五月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年五月三十一日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他